建設行為等における住民説明及び提出書類

都市計画部審査指導課

1. 説明事項

当該事業内容ならびに工事方法等について、下記説明範囲の関係者等に説明し、これらの経過、結論及び問題処理方法を報告すること。

また、問題処理の解決に努力する旨の誓約書を提出すること。

2. 提出書類

（1）説明会等経過報告書（様式第 1 号）

隣接、近接、沿道住民及び関係自治会等との説明内容

（2）近隣住民見取り図（別紙例）

縮尺 1,000 分の 1 程度の地図に区域を明記

（3）説明会等の開催に係る誓約書（様式第 2 号）

（4）写真（計画概要掲示板を写したもの）

3. 説明範囲

（1）隣接住民（道路の対側含む）

（2）近隣住民（建物外壁面から高さの 3 倍）

※予定建築物が敷地に対して小さく、高さの 3 倍が敷地内でおさまる場合は、（1）で、道路対側を含めた隣接地を説明範囲とする。

（3）当該建設行為の隣接及び近隣住民の属する自治会等

※上記範囲の土地、建物の所有者、居住者及び使用者

（4）工事関係車両が運行する沿道住民及びその自治会等

（5）電波障害が発生することが予測される自治会等又は関係者

※（1）～（5）共通、不在の場合は日時を変えて最低 3 回訪問し、施行者の連絡先、事業内容並びに工事方法についてポスティングにて、対応すること。

（6）学校生活支援課

※上記協議を必要とする建築物の用途

延べ床面積 100 ㎡以上の飲食及び物販店舗、運動施設、遊技場、給油所

4. 戸建住宅建設

・3 階建ての戸建て住宅については、住民説明が必要。ただし、道路対側を含めた隣接地を説明範囲とする。

・行き止まりや、狭隘な道路等により通行に支障の出るおそれがある場合は、その沿道等についての説明範囲とする

・「建設行為の計画の概要を表示した標識」の設置は不要で、戸建住宅建設以外は必要。

5. 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る造成工事

・宅地造成及び特定盛土等規制法に係る造成工事の説明範囲については、前記戸建て住宅と同様とする。

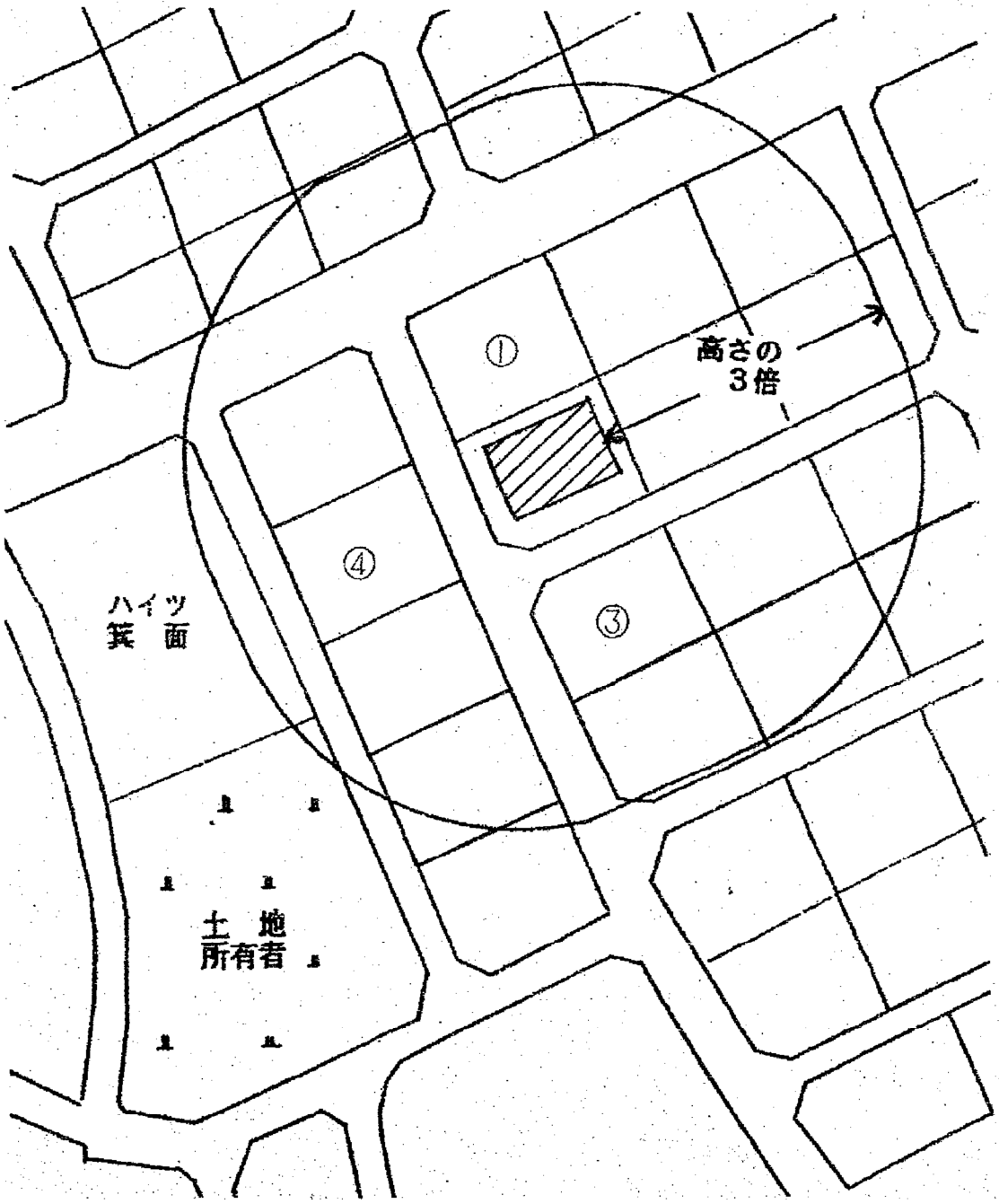
・「建設行為の計画の概要を表示した標識」の設置は必要。

※（戸建て住宅一戸に係る場合は除く）

※大中規模な造成工事の場合は別途指示する。

近隣住民見取り図

（見本）



※ 説明の範囲は、建物外壁面から高さの３倍とする。

様式第１号（第３条関係）

説　明　会　等　経　過　報　告　書

年　　月　　日

（宛先）箕面市長

施行者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設計者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担　当　者　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施工者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担　当　者　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今般、下記の建設行為を行うに当たり、箕面市まちづくり推進条例（以下「条例」という。）第２２条の規定に基づき、近隣住民その他の利害関係者の理解を得るため、説明会等を開催又は個別説明を実施しましたので、その経過を報告します。

記

１　建設行為の区域
２　建設行為面積
３　建築面積
４　予定建築物等の用途
５　予定建築物等の構造・規模

【添付書類】

付近見取図、条例第２１条の規定により設置した標識の写真、近隣住民等説明一覧表、説明資料その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第３条関係）

説 明 会 等 の 開 催 に 係 る 誓 約 書

年　　月　　日

（宛先）箕面市長

施行者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設計者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担　当　者　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施工者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明者住所・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担　当　者　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連　　絡　　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今般、下記の建設行為を行うに当たり、本工事の施工前、施工中又は施工後において、近隣住民その他の利害関係者との間に紛争が生じたときは、誠実に対応し、私どもで責任を持って処理解決に努めることを誓約します。

記

１　建設行為の区域
２　建設行為面積
３　建築面積
４　予定建築物等の用途
５　予定建築物等の構造・規模

※　施工者未定の場合は、建設行為等に係る交通安全・公害防止対策指導要綱（平成２３年箕面市訓令第１号）に係る工事着手届（様式第４号）の提出時に、施工者欄に記入の上再提出すること。

様式第５号(第８条関係)

※　条例第２０条による協議をしようとする者は、協議申出書を提出する日のおおむね１４日前から建設行為が完了するまでの間、建設行為予定地内の公衆の見やすい場所に、次の標識を設置してください。

建設行為の計画の概要を表示した標識



建設計画の概要 年　月　日設置 協議成立年月日及び番号 年　月　日第　号				
建設区域	箕面市			土地利用計画図及び立面図
建築物等の用途		建設行為面積	㎡	
構造	造	建築面積	㎡	
計画戸数(区画数)	戸(区画)	建築延べ面積	㎡	
高さ	m	階数・棟数	地上　階 地下　階 塔屋　棟	
建築主	住所 氏名(名称)　電話			
設計者	住所 氏名(名称)　電話			
工事施工者	住所 氏名(名称)　電話			
工事予定期間	年　月　日から　年　月　日まで			

（注意）　１　標識板は白地とし、文字は黒色としてください。

２　透視図は建設行為の全容を図示してください。

３　法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

近隣住民等説明一覧表

番号	相手方氏名	権利者等区分	日時	場所	説明者	説明内容(質疑・応答・結論)	備考